

地域組織活動補助金交付要綱

地域組織活動補助金交付要綱（平成13年5月23日施行）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、地域組織活動補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（交付目的）

第2条 本補助金は、子どもたちが健やかに育まれる明るい家庭及び地域をつくるための活動をすすめる地域連帯組織（以下「地域組織」という。）に補助金を交付することにより、子どもたち、子育てをする人々、子育てを手助けする人々の間のネットワークを広げ、子どもたちが地域の温もりの中で育ち、地域を愛し、地域を誇りに思い、将来的に地域に根付いていくことに寄与することを目的として交付する。

（補助対象者）

第3条 本補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件をすべて備えている地域組織とする。

- (1) 本市の区域内において、自主的に明るい家庭・地域づくり事業を行う組織であるもの
- (2) 1組織の会員(会員は1家庭1名を代表とする。)がおおむね30人以上であるもの。ただし、活動実績が十分にあり、今後の活動に支障がないと市長が認める場合は、この限りでない。
- (3) 会員の互選により会長、副会長、会計等の役員を置くとともに、組織の運営が会員の協議により行われるもの

（補助対象事業）

第4条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、一般から参加者を募集して行い、又は常に会員を募集している地域組織が年間を通して継続的に行う次に掲げる事業とする。

- (1) 親子及び世代間の交流及び文化活動
子ども同士や親子、多世代との交流を図るため、野外での交流活動、読書会、映画会、人形サークル、地域文化の伝承サークル、料理教室などの文化活動を行う事業
- (2) 児童の養育に関する研修活動
児童の発達上の特徴や留意点、家庭でのしつけ、安全教育、地域での児童健全育成の向上に関する研修会などを開催する事業
- (3) 児童の事故防止活動
地域の実情に応じ、交通安全指導、遊び場の点検、非行防止活動、犯罪の被害から守るための活動を行う事業
- (4) その他児童福祉の向上に寄与する活動
行政機関や各種団体との連携を密にしながら、地域の理解と協力を得るよう広報活動に努め、必要に応じて行事の共催等も行う事業

（補助対象経費）

第5条 本補助金の交付の対象となる経費は、補助対象事業の実施に要する経費（以下「補助対象経費」という。）のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 前条第1号に掲げる事業の実施に必要なバス等の借り上げ料又は児童の交通費の実費及び指導者等に対する謝金
- (2) 前条第2号に掲げる事業の実施に必要な講師に対する謝金及び交通費並びに会場等の使用料又は賃借料
- (3) 前条第3号に掲げる事業の実施に必要な交通費の実費
- (4) 前条第4号に掲げる事業の実施に必要な経費であって、前各号に掲げる経費に準ずるもの
- (5) 前条各号に掲げる事業の実施に必要な消耗品費、印刷製本費、郵便料等の通信費等
- (6) その他市長が適当と認めたもの

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は、本補助金の交付の対象としない。

- (1) 参加者個人に係る飲食費、交通費、入場料、入館料、行事保険料、景品代等の受益者が負担することが適当と認められる経費
- (2) 交通安全活動等で自転車の点検謝礼や地域組織の会員及びその家族に対する人件費、謝礼等（補助金の算定等）

第6条 本補助金は、補助対象経費（負担金等の特定財源を除く。）に10分の10を乗じて得た額（1,000円未満の端数は、これを切り捨てる。）以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

ただし、1団体あたりに交付する補助金の上限を50,000円とする。

（交付申請）

第7条 規則第4条に定める本補助金の交付申請は、市長が別に定める書類を添付して、毎年6月30日までにしなければならない。

（概算払）

第8条 本補助金は、規則第11条第1項の規定に基づき、地域組織の活動が円滑に行われるよう、毎年7月31日までに概算払を行うものとする。

（実績報告）

第9条 規則第12条に定める本補助金の実績報告は、市長が別に定める書類を添付して、本補助金の交付を受けた年度の翌年度の4月10日までにしなければならない。

（雑則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、健康・子育て推進局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年 4月 1日から施行し、平成28年度の補助金から適用する。